

マージン率等の公開資料

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

※令和4年4月1日～令和5年3月31日までの実績

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの 平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの 平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
36	2	17,687 円	13,879 円	21.5%

※令和5年4月1日現在

◆マージン率について

派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率がマージン率です。

◆マージンの内訳

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主（当社）負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時の賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる媒体費（ネット及び求人誌）
	就業管理費用	教育訓練、派遣先紹介、事務管理費など
	営業費用	営業スタッフの人件費、事務所費、通信費など
営業利益	派遣料金から上記の各費用を差し引いた利益	

2. 法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

弊社では労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関する労使協定を締結しています。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- ・弊社と派遣契約社員として有期雇用契約を結んだ従業員のうち、九州朝日放送株式会社の各部署に派遣されている従業員

（労使協定の有効期間）

- ・有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

3.キャリアアップに資する教育訓練に関する事項

(教育訓練の内容)

- ・キャリアに応じた e-ラーニングによる教育訓練
- ・新規採用者に対する教育訓練
- ・個人情報保護に関する教育
- ・安全衛生教育 他

(教育訓練の対象となる派遣労働者)

- ・フルタイムで働く従業員

(教育訓練の取り扱い)

- ・教育訓練を行った時間に対する賃金支給は有り
- ・派遣労働者の費用負担は無し

4.キャリアコンサルティングに関する事項

- ・相談窓口として事業部鳥越が担当します

5.その他の事項

- ・福利厚生施設やその他のサービスが受けられます (※社会保険加入者のみ)